

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場	
許 認 可 等 名	関連事業者の許可	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第29条第1項	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
審 査 基 準	<p>(関連事業者の設置)</p> <p>第29条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人(市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。第50条において同じ。)その他の市場の利用者に便益を提供するため、次の各号に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。</p> <p>(1) 第3条で定める取扱品目以外の生鮮食品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者</p> <p>(2) 飲食店営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供するものとして規則で定める業務を営む者</p> <p>2 前項の許可を受けて市場内において営業しようとする者は、規則で定めるところにより、許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第30条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務(以下「第1種関連事業」という。)を営むことについて同項の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け</p>	
	参 考 事 項	徳島市中央卸売市場業務条例施行規則第33条、第34条
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 30日(休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準	基準	<p>ることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 次条又は第72条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しないものであるとき。</p> <p>(4) 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）を営むことについて同項の許可の申請をした者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しないと認めるときは、許可しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">徳島市中央卸売市場業務条例施行規則 （関連事業の種類）</p> <p>第33条 条例第29条第1項第1号及び第2号に規定する規則で定める業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">第1種関連事業者</p> <p>(1) 物品卸売業 (2) 冷蔵庫業 (3) パナナ加工業 (4) その他市場機能の充実に資するものとして市長が認める業務</p> <p style="text-align: center;">第2種関連事業者</p> <p>(1) 金融業 (2) 日用雑貨販売業 (3) 薬局 (4) その他市場の利用者に便益を提供するものとして市長が認める業務</p> <p style="text-align: center;">（関連事業者の許可申請）</p> <p>第34条 条例第29条第1項の許可を受けて市場内において営業しようとする者は、同条第2項の許可申請書の提出に際しては、第16条第1項に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>* 関連事業者許可申請書は、別紙様式第15号とする。</p>
------	----	--